

離婚後に児童手当の受給者変更をお考えの方へ

○児童手当は原則、父母のうち所得の高い方を生計を維持する程度の高い者として受給資格者としておりますが、父母が離婚した場合は、所得の状況に関わらず、お子様と住民票上同居している父母いずれかに支給されます。離婚された方、これから離婚する予定の方は、次のとおり手続きいただくことで、法の規定に基づき、手当の支給を受けることができます場合があります。

◆支給条件（以下のすべてを満たすことが必要です。）

1. 住民票上の世帯が、現受給者（元配偶者）と別であること。

※同一住所でも世帯が別であれば可。

2. 対象となる児童と同一の世帯であること。

3. 離婚の事実を証する書類を提出することができること。

※離婚の受理証明書や離婚の記載がされている戸籍謄本等。なお、同時期に児童扶養手当等のひとり親に関する申請を子育て給付課にて行っており、これらの書類を提出している場合や、市が公簿等で離婚の事実を確認できる場合は、省略することができます。

◆申請の時期

1. 上記の支給条件を満たした日以降に、認定請求の申請が可能となります。

2. 元配偶者との別居日または離婚日のいずれか直近の日付の翌日から数えて15日以内に申請してください。15日を過ぎると、手当を受給できない月が生じる場合があります。申請時点で離婚の事実を証する書類等の必要書類が用意できていない場合でも構いませんので、お早めにご申請ください。

◆認定までの流れ

1. 支給条件を満たした日以降に、認定請求の申請を行ってください。

認定請求書・受給資格に係る申立書・その他必要書類の提出が必要です。

2. 市で内容を審査し、認定までの手続きを行います。（通常2～3か月以上お時間をいただいております。）認定となったら、支給月額や支給開始月等を記載した通知を発送します。

なお、現受給者の手当は認定と同時に職権で消滅いたします。認定の通知と同時期に、現受給者へ消滅の通知を発送いたしますので、ご承知おきください。

〈注意〉

※DV 被害者が配偶者と別居し、児童と一緒に居住している場合は、申請方法が異なりますので、別途ご相談ください。

※申請の状況（審査内容）によっては、手当を支給できない月が発生することがあります。あらかじめご了承ください。

〈参考〉児童手当法抜粋

（支給要件）

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- 一 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの
- イ 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第二条第二項において「中学校修了前の児童」という。）
- ロ 中学校修了前の児童を含む二人以上の児童（施設入所等児童を除く。）
- 2 前項第一号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 4 前二項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

〈問い合わせ先〉

船橋市役所 子育て給付課

[TEL:047-436-2316](tel:047-436-2316)